



納本制度

1

国立国会図書館に納めなくてもよい出版物は次のうちどれ?

- a)教科書
- b)カレンダー
- c)会員限定で配布された非売品の図書
- d)フリーペーパーの雑誌・新聞

答え b

教科書は、国際子ども図書館が全面開館した平成14年度から、一般社団法人教科書協会を通じて一括して納入されています。非売品かどうか、無料かどうかは納本対象の判断に影響ありません。頒布の目的で相当部数作成された出版物は、すべて納本の対象となります。ただし、機密扱いのもの（広く一般に公開することに支障があるもの）および簡易な出版物（書式、ひな型等）は納本の対象外となります。カレンダーは簡易な出版物となるため、納本対象とはなりません。

2

国立国会図書館は、民間の出版社に対しては納本の対価を支払っている?

- a)はい
- b)いいえ

答え a

納本制度に基づいて納入される民間の出版物に対しては、通常小売価格の5割+送料を代償金としてお支払いしています。ただし、寄贈いただくケースも多くあります。国、地方公共団体等の機関に対しては、対価を支払っていません。なお、納本制度とは別の枠組みで収集するオンライン資料に対しては、小売価格に対応する対価の支払いはありません。

3

国立国会図書館が法制度により収集していない資料は次のうちどれ?

- a)CD-ROM
- b)DVD
- c)公的機関のウェブサイト
- d)インターネット上に公開された有償の電子書籍
- e)私人がSNSに投稿した記事

答え e

CD-ROM、DVD等のパッケージ系電子出版物は、平成12年10月から納本の対象となっています。また、公的機関のウェブサイトについては、平成22年4月から、納本制度とは別の枠組みで、国立国会図書館法に基づく制度収集が開始されました。平成25年7月からは、私人がインターネット等で発行（公開）した電子書籍・電子雑誌等（オンライン資料）のうち、無償でDRM（技術的制限手段）がないものが国立国会図書館法に基づく制度収集の対象となり、令和5年1月からは、有償またはDRMのあるものも含めた全面的なオンライン資料の制度収集が始まりました。SNSの投稿記事のように、公的機関のウェブサイトにもオンライン資料にも該当しない電子情報は、制度収集の対象外です。

4

次のうち、納本制度がある国はどれ?（複数あります）

- a)米国
- b)英国
- c)イタリア
- d)フィンランド
- e)ロシア
- f)ケニア
- g)インド
- h)中国
- i)韓国

答え 全部！ 国によって制度は異なりますが、世界の多くの国々で同様の制度が設けられています。民間の出版物について、日本では納入部数が1部で代償金を交付していますが、無償で複数部数の納入を義務付けている国も多く見られます。

100年後もよみたい

国立国会図書館は
納本をお待ちしています。

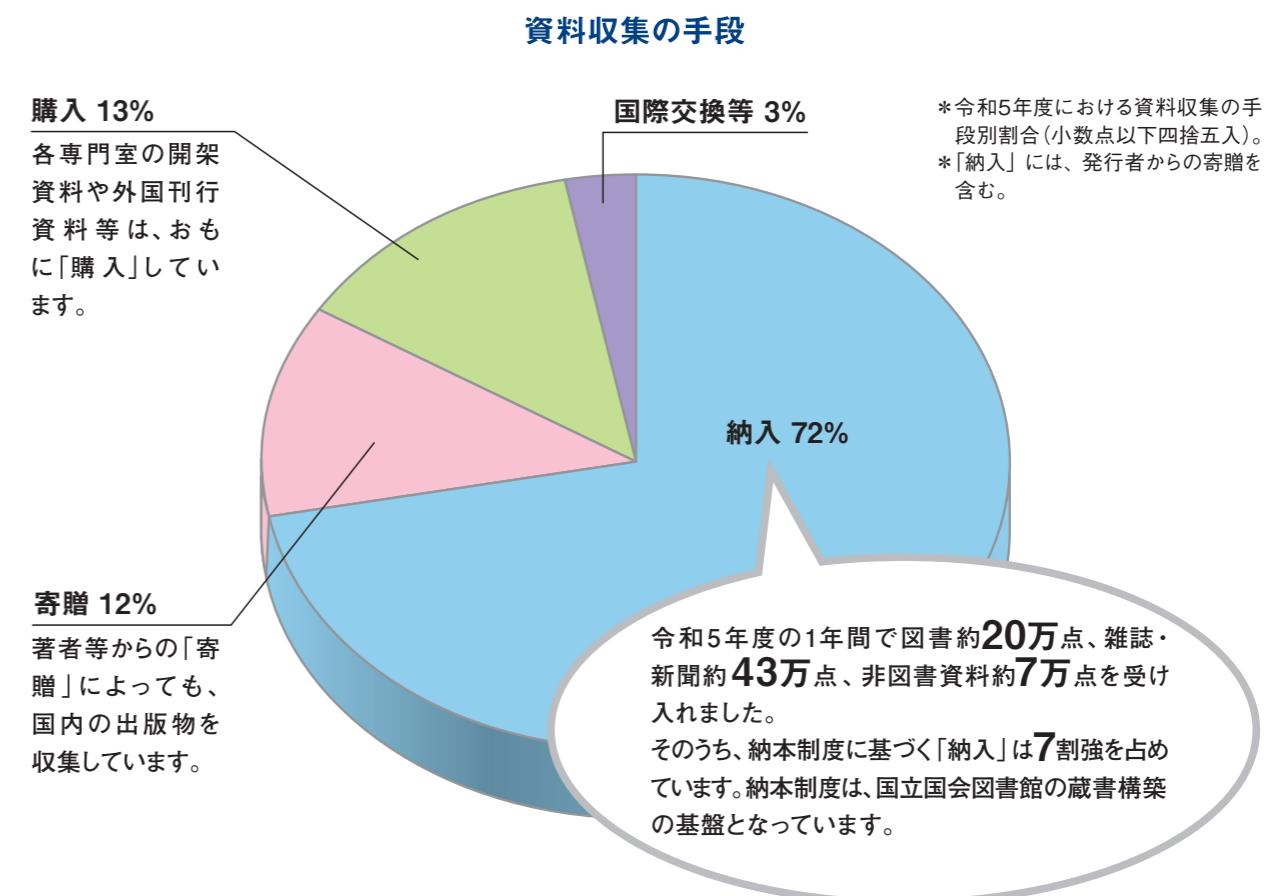
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 TEL:03-3581-2331(代表)

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

納本制度についての情報は、国立国会図書館ホームページでもご覧いただけます。

納本制度をご存じですか？

納本制度とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度のことです。日本では、国立国会図書館がこの制度の運用を担っています。当館に納本された出版物は、現在と未来の多くの読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

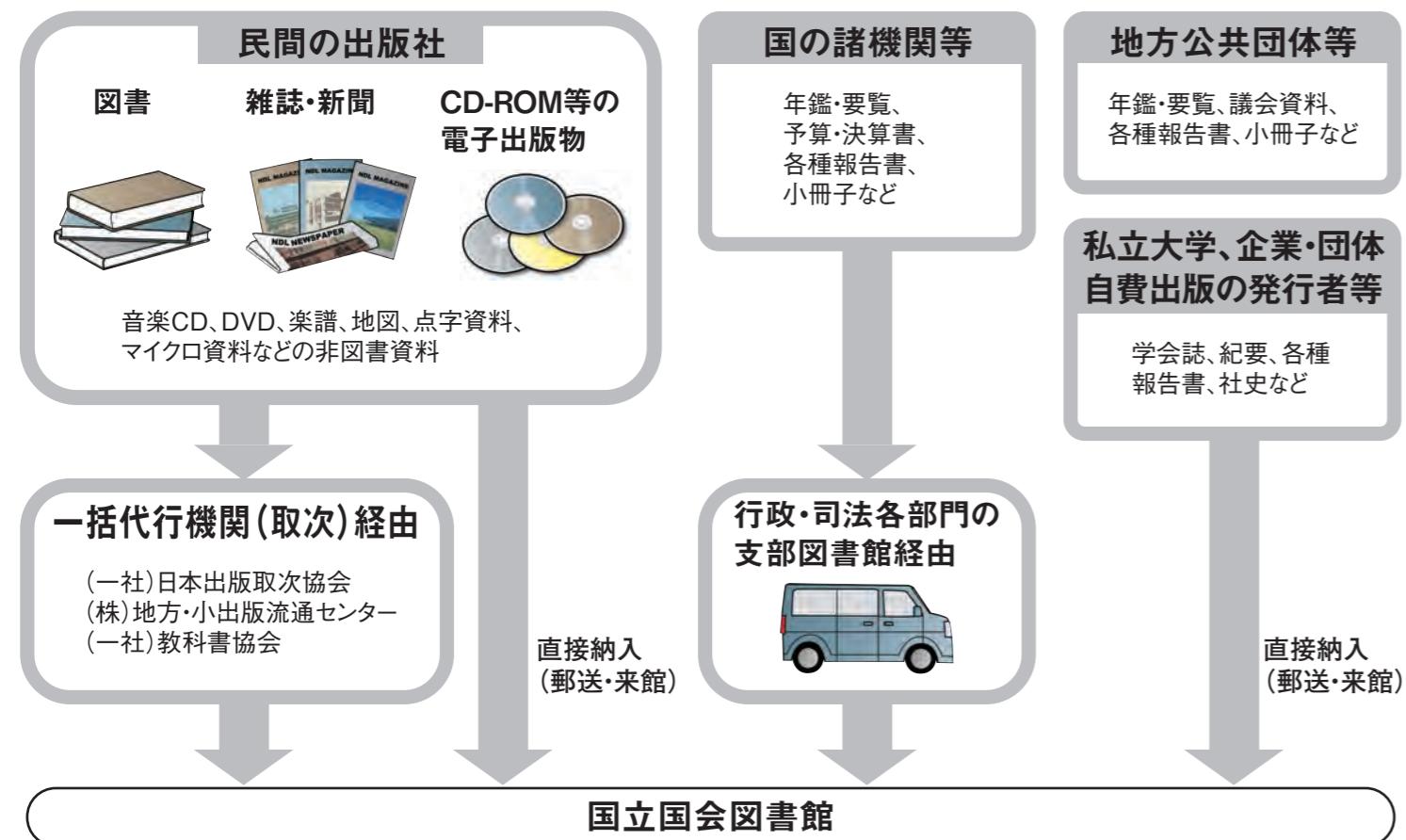


※国内で発行されたすべての出版物を国立国会図書館に納めることは、
国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）で定められています。

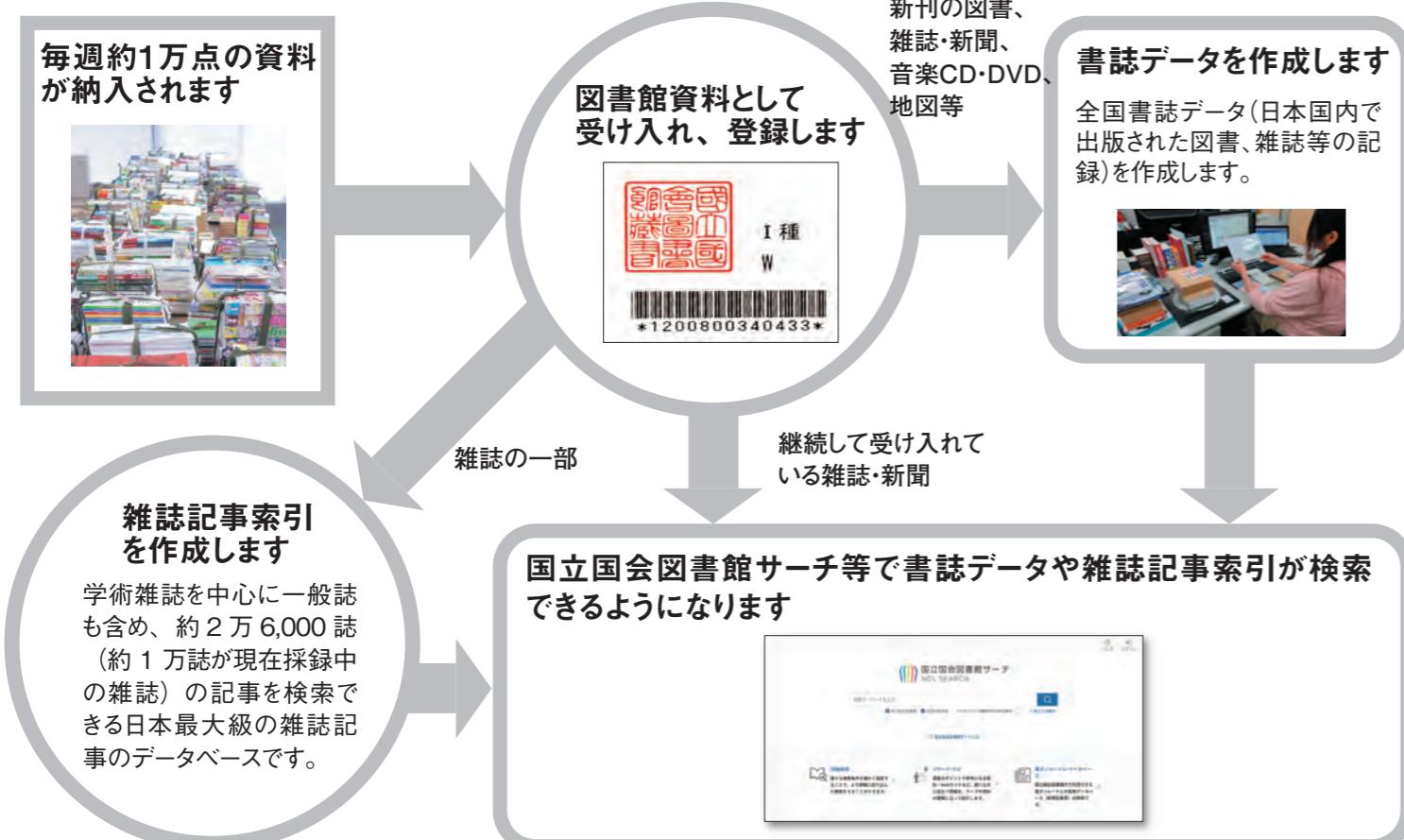
5月25日は「納本制度の日」です！

国立国会図書館は、昭和23（1948）年に納本の受付を開始した5月25日を「納本制度の日」と定めています。

出版物の納入ルート: 国立国会図書館に納められるまで



納本された出版物の登録と整理



収集した出版物の利用と保存

